

教皇庁諸宗教対話評議会

真理と愛における対話——諸宗教対話における司牧的指針

～英文テキスト～

http://www.pcinterreligious.org/dialogue-in-truth-and-charity_204.html

目次

序言

第一章 教会と諸宗教対話

諸宗教対話についての最近の教会の教え

諸宗教対話の基礎

神はすべての人の造り主

イエス・キリストは普遍的なあがない主

聖霊は思いのままに吹く（ヨハネ 3・8 参照）

教会の普遍的な側面

第二章 諸宗教対話のはたらき

対話を促進する召命

対話における養成

対話の諸相と実践

諸宗教対話の形式

真理と愛における対話

対話と告知

対話の参加者の資質

対話の障害と危険

第三章 諸宗教間関係の具体的な分野

人間の尊厳の擁護と人権行使の促進

宗教指導者間の信頼の絆と友情の確立

諸宗教間協力のための若者の教育

医療における諸宗教間協力

異宗婚の人々への司牧

祈りと象徴的な意思表示

結び

序言

1 「真理と愛における対話——諸宗教対話のための司牧的指針」が、2008年6月4日から7日までローマで開かれた、教皇庁諸宗教対話評議会第10回総会のテーマでした。これは同評議会を構成する枢機卿や司教にとって、世界の諸宗教間の関係の発展について考察する大切な機会となりました。本文書は、教皇パウロ六世が1964年に「非キリスト者のための事務局」として設置

した諸宗教評議会の設立 50 周年にあたって発刊されたもので、いくつかの司教協議会や個々の司教たちからの提言、また上述の総会における同評議員会への諮問の結果をまとめたものです。他宗教の人々と生き、働く、司牧者とすべての信者のために、指針を提供することを意図しています。

2 今日、対話はさまざまな仕方で理解されています。純粹に人間的なレベルにおいては、「共通の目的のため、またいっそう深いレベルで行われる個人と個人との間の交わりのための、相互のコミュニケーション」¹とされています。複数の宗教が共存する状況との関連で言えば、対話は、話し合いのみならず、他宗教の個人や共同体との建設的な関係を意味し、真理への従順と自由の尊重のうちに相互理解を目指すものと考えられています。²それは「あかしとそれぞれの宗教的確信の探求」³を含んでいます。カトリック教会の他宗教の人々に歩み寄る取り組みとの関係では、対話とは「尊敬と友情の姿勢」であり、世界における教会の福音化の使命を構成するすべての活動に浸透している、または浸透しているべき姿勢です。⁴

3 諸宗教対話を推進する者は、それぞれ自分の宗教の中で適切に養成され、明確な宗教的アイデンティティを持っていなければなりません。加えて、人間的な資質と徳は、諸宗教間の出会いにおいて欠かせない要件です。諸宗教対話はそれ自体においては改宗を目指すことはしません。しかし、それが改宗のきっかけとなるかもしれないことは否定しません。すべての信仰者は「真理と平和の巡礼者」⁵です。彼らは互いに耳を傾けるために、また互いを知り、尊敬し、社会における「共通の関心事についての事業において」⁶ともに働くために出会うのです。

4 近代的な交通・通信手段、とくにラジオ、テレビ、インターネットのおかげで、宗教的、文化的経験をやりとりするための空間は、物理的、仮想的な現存のかつてない増大を通して、拡大しつつあります。このような、人々が互いにより近くなる現象は肯定的なものとして捉えることができますが、それはまた、かつては局地的な問題であった、社会における誤解や不寛容を地球規模に拡大する機会も作り出してしまいます。このような誤解や不寛容は、しばしば武力衝突の形を取り、また時には宗教的な帰属や感受性の巧みな操作によって焚きつけられることもあります。

5 異なった宗教の信仰者たちの平和的な共存に対する挑戦がより大きくなっている中で、その挑戦に向き合うため、諸宗教の指導者だけでなく、政府当局者やあらゆる個人やグループによって、諸宗教対話の取り組みが急増しています。これらの取り組みの中には、すぐれた有益なものもありますが、なかには対話を矮小化し、いかなる特定の宗教的信仰をあかしすることも排除して、それによって宗教的アイデンティティの豊かさを無にし、自身の信仰や真の諸宗教対話への脅威となるような一種の相対主義を生み出してしまうようなものもあります。

6 これらの考察とさまざまな地方教会からもたらされた経験は、カトリック信者の理解と諸宗教交流への参加を助けるために、諸宗教対話の真の意味を再発見し、新たにすることを必要としました。そのような交流は、相互の尊敬と知識と信頼を通して、適切に信仰によって導かれ、愛によって突き動かされ、共通善を目指していくものです。

7 本文書は、諸宗教と関わる活動をしている司教、司祭、修道者および信徒に、識別の助けとな

¹ 教皇庁諸宗教対話評議会『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』9。

² 教皇庁諸宗教対話評議会『対話と宣教』（未訳）3 参照。

³ 『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』9。

⁴ 同上参照。

⁵ 教皇ベネディクト十六世、「世界平和と正義のための考察、対話、祈りの日」における講話、2011年10月27日。

⁶ 『対話と宣教』13。

る本質的な事柄を示し、また各地における諸宗教対話のための養成プログラムに指針を供することを目的としています。さらには、より広く、諸宗教対話の意義と目的について疑問を抱いているすべてのカトリック信者のための資料でもあります。本文書で取り上げる事柄の範囲とその意図は、当評議会によって提起された問題を取り扱うことに限られているため、教導職や当評議会の過去の文書ですでに述べられていることを繰り返すことはしません。また、ここで述べられていることは、時にカトリック信者特有の関心事を超えて、すべてのキリスト者に当てはまる場合もあります。

8 本文書のように、世界に広がる地方教会に向けられた文書は、一般的な指針を示すためのものであり、各地における固有の事案をすべて取り扱うことができないことは理解されなければなりません。諸宗教対話の具体的な状況のためのガイドラインは、各国において司教協議会が提供することが期待されます。

9 コミュニケーションのグローバル化によって、この文書が他宗教の兄弟姉妹の耳目に触れることも十分に予想されます。彼らもカトリック教会が諸宗教対話ということは何を意味しているのか、またそれだけでなく、その背後にある動機を知りたいと思っているかもしれません。カトリック教会の立場の全体像を把握するためには、本文書と合わせて、当評議会が教会の教導職の教えをくみ取りながら過去に出版した文書を読まれることをお勧めします。これらの文書、『対話と宣教』（日本語未訳）、また『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』は、諸宗教対話の性格と意味を説明し、またしばしば質問が出される、対話と福音の告知との関係についても取り扱っています。

第一章 教会と諸宗教対話

諸宗教対話についての最近の教会の教え

10 さまざまな宗教に従う人々との対話は、第二バチカン公会議によって、強い後押しを受けました。それはとくに、以下の文書によるものです。『教会憲章』¹、『現代世界憲章』²、『教会の宣教活動に関する教令』³、『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』、そして『信教の自由に関する宣言』⁴です。

11 『カトリック教会のカテキズム』⁵は、キリスト者と他宗教の人々との関係の異なった次元に関する教会の重要な教え、また教会の目に見える境界の内側と外側におけるキリストによる救いについての理解を要約しています。

12 1964年5月19日（聖霊降臨の祝日）、教皇パウロ六世は他宗教の人々との対話を促進するため、「非キリスト者のための事務局」を設置しました。事務局はその後、1988年に「諸宗教対話評議会」と改称されました。同年8月、教皇は回勅『エクレジウム・スアム』の中で、対話は「我々の時代における」主要な「課題」であるとし、「教会は自分が生きぬくために居を定めているこの世界と話し合うようにしなければならない。教会は全身全霊をこめて語る。教会は全身全霊をこめて告げる。教会は全身全霊をこめて話し合うのである」⁶と述べました。また教皇は使徒的勸告『福音宣教』において、諸宗教は「多くの人々の魂の生きた表現」であるとし、そのうち

¹ 1、13、16、17、48 参照。

² 22、42、45、57-58、73、76、92 参照。

³ 3、7-11、13、15-16、18、21-22、34、38、40-41 参照。

⁴ 2-4 参照。

⁵ とくに 839-856 参照。また『カトリック教会のカテキズム要約（コンペンディウム）』167-173。

⁶ 教皇パウロ六世回勅『エクレジウム・スアム』65。

には「何千年にわたって神を探し求めた人々の声がこだまし」⁷ていると述べました。さらに後年、いくつかの教書において、同教皇は、世界における教会の対話の性格と重要性を説明しました。⁸

13 教皇ヨハネ・パウロ二世⁹は、その教えや教皇としての訪問旅行、他の宗教指導者との会合を通して、諸宗教対話を推進しました。その中で、教皇は、諸宗教が共有する共通の価値を明示し、聖霊の役割を強調するとともに、対話は「福音化を進める教会の使命の一部」¹⁰であるので、福音化に取って代わることも、それを排除することもないということを確認しました。同教皇はまた、アシジで「世界平和のための祈りの日」を二度開催（1986年10月27日と2002年1月24日）することで、世界平和と信仰者間の理解の促進を先導しました。

14 教皇ベネディクト十六世¹¹は、「落ち着きと明確さをもって」、相互の違いについて話し合うことの重要性を強調しました。対話は「共通の価値を見出すこと」にとどまってはならず、その価値の「究極的な基礎」であり、「世界と神との本質的な関係を明らかにする」真理を探究しなければならないと述べました¹²。そして教皇は、「今日、宗教にとってとくに緊急の課題は、神からの贈りものであり、啓示と信仰によって高められた、人間の理性の大いなる可能性を明らかにすることです。唯一の神への信仰は、私たちが自分たち自身と世界を理解する力を妨げるところか、それを広げるのです。私たちは他の人々が、世界における神のかすかな痕跡や神秘的な現存を見て取ることができるよう、助けるように招かれています。神はこの世界をみごとに創造され、言葉に言いあらわすことのできない、すべてを包み込む愛で絶えず支えておられるのです」¹³と述べています。

15 教皇庁教理省は、宣言『主イエス』の中で、諸宗教対話の教会生活における位置を確認し、「これまで同様つねに、今日も、その価値と必要性を完全に保っている」¹⁴、諸民族への宣教活動に関連付けています。この宣言は「神はあらゆる人が、真理を知ることによって救われることを望んでおられます。救いは真理のうちにあります。真理の霊の働きに従う人々はすでに救いの道の途上にあります。しかし、この真理をゆだねられている教会は、行って、これらの人々の願望にこたえ、真理をもたらさなければなりません。教会は、救いの普遍的計画を信じているからこそ、宣教しなければならないのです。それゆえ、諸宗教対話は福音宣教の一要素ですが、諸国民に対する宣教の中で、教会が行う活動の一部に過ぎません。」¹⁵教会の第一のつとめは「愛に動かされ自由の尊重に導かれて」、「主によって決定的に啓示された真理」をすべての人々に告知知らせ、「神である父と子と聖霊との交わりに完全に参与するためにイエス・キリストへと回心し、

⁷ 教皇パウロ六世使徒的勧告『福音宣教』53。

⁸ 教皇庁諸宗教対話評議会『諸宗教対話——第二バチカン公会議からヨハネ・パウロ二世までの公式の教義（1963-2005）』フランチェスコ・ジョイア編、改訂第二版（パウロ会出版、2006年）83-149、186-328参照。

⁹ 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『人間のあがない主』（1979年）、同『救い主の使命』（1990年）、使徒的勧告『アフリカにおける教会』（1995年、未訳）、同『アメリカにおける教会』（1999年、未訳）、同『アジアにおける教会』（1999年）、同『オセアニアにおける教会』（2001年、未訳）、同『ヨーロッパにおける教会』（2003年、未訳）。また、『諸宗教対話——第二バチカン公会議からヨハネ・パウロ二世までの公式の教義（1963-2005）』331-1409参照。

¹⁰ 『救い主の使命』55。

¹¹ 他の教会と教会共同体、他宗教の代表への演説（2005年4月25日）、アメリカ合衆国の他宗教の代表への演説（2008年4月17日）、国連総会での演説（2008年4月18日）、教皇庁諸宗教対話評議会第10回総会参加者への演説（2008年6月7日）、カメルーンのみスリム共同体の代表との会見（2009年3月19日）参照。

¹² アメリカ合衆国の他宗教の代表への演説（2008年4月17日）。

¹³ カメルーンのみスリム共同体の代表との会見（2008年3月19日）。

¹⁴ 『教会の宣教活動に関する教令』7。

¹⁵ 教皇庁教理省宣言『主イエス』22。

洗礼および他の諸秘跡をとおして教会に結びつく必要性」¹⁶を告知することです。同宣言はまた、対話に参加する人々がすべて平等であることを確認しつつ、その平等性は参加者の「同等の人格的尊厳」を指しているのであり、「教えの表現や内容に関するものではなく、ましてや、人となった神ご自身であるイエス・キリストを他の宗教の開祖たちと比較すること」¹⁷ではないと述べています。

諸宗教対話の基礎

16 上述の、第二バチカン公会議とそれ以降の教導職の教えに従い、諸宗教対話を推進する教会の努力の中で、いくつかの基本的な神学的基礎が明らかにされました。

神はすべての人の造り主

17 神はすべての人間の創造主です。神は私たち一人ひとりをご自分の姿に「かたどり、似せて」（創世記 1・26 参照）造られました。神はすべての人の父です。実際、「すべての民族は一つの共同体をなし、同一の起源を有している……なぜなら、神が全人類を地上の至るところに住ませたからである。また、同一の最終目的をも有しており、それは神である。その摂理といつくしみのあかしと救いの計画とはすべての人々に及」¹⁸びます。神は万物を永遠のみことばである御子によって造られました。御子のうちに「天にあるものも地にあるものも……万物は御子において造られた……つまり、万物は御子によって、御子のために造られました。御子はすべてのものよりも先におられ、すべてのものは御子によって支えられています」（コロサイ 1・16-17）。したがって、対話は誰も排除することはできません。第二バチカン公会議はこれに基づき、以下のように結論付けています。「人は皆神の像として造られているがゆえに、もしもだれかに対して兄弟のように振る舞うことを拒否するのであれば、すべての人の父である神に祈り求めることはできない。人間と父である神との関係は兄弟である人間どうしとの関係と密に結びついているので、聖書で『愛することのない者は神を知らない』（一ヨハネ 4・8）といわれているほどである。」¹⁹

イエス・キリストは普遍的なあがない主

18 普遍的な救いの計画の焦点は、受肉した神のみことば、完全に神であり、完全に人である、イエス・キリストです。キリストにおいて、神は人間をその内側からあがなうため、みずから人間性を帯び、歴史の中に入ってこられたのです。人間の神秘はキリストにおいてのみ明らかになります。²⁰神と人との唯一の仲介者であるキリストを通して、またキリストを通してのみ、すべてのものは和解させられたのです。受肉を通して、御子は「人間——例外なくすべての人間——と、当人がそれに気づいているいないにかかわらず、ある程度結ばれているからです。」²¹

聖霊は思いのままに吹く（ヨハネ 3・8 参照）

19 一人ひとりの心の中で働かれるのは聖霊です。聖霊こそが、世界における聖霊の現存や働きが、教会の目に見える境界の外側にさえあることに気づかせてくださいます。²²「聖霊は特別な

¹⁶ 同上。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』 1。

¹⁹ 同 5。

²⁰ 『現代世界憲章』 22 参照。

²¹ 『人間のあがない主』 14。

²² 『救い主の使命』 28-29。

方法で、教会とそれに属する人々に自らを現します」が、聖霊の現存や活動は普遍的で、空間や時間によって制約されることはなく、個人だけでなく、さまざまな社会や民族、文化や宗教、そして歴史自体にも影響を及ぼします。²³聖霊は「よいものと真実なもの」²⁴、「高貴な宗教的・人間的要素」²⁵、「観想の…種」²⁶、「真理と恵みのいかなるもの」²⁷、「みことばの種」²⁸、「すべての人を照らすあの真理そのものの光」²⁹など、教会のさまざまな文書の中で叙述されているキリストのわざのしるしや影響を認識することを助けてくださいます。

教会の普遍的な側面

20 教会はすべての民族のための普遍的な救いの秘跡です。³⁰なぜなら、教会はキリストによって救いのすべての宝を与えられているからです。³¹これらの賜物のおかげで、教会は「教会自体の存在意義をいっそう深く探求し、すべての善意の人のために教会が受けた啓示の完全さをあかしする」³²ことができるのです。

21 教会で洗礼を受けた者は、神の救いと幸福の計画の完成のため、完全な形（教会）であたえられた全ての手段によって、キリストが確立した救いの道に従います。その手段とは、神のみことば、キリストへの信仰、洗礼とその他の秘跡、そして教会の共同体に属していることです

22 このように、教会は救いのために必要です。「キリストだけが仲介者であり救いの道であって、そのキリストは自分のからだ、すなわち教会の中で、われわれに現存する。しかもキリストは、信仰と洗礼の必要性を明白なことばによって教え……教会の必要性をも同時に確認した。人々は、あたかも門を通して家に入るように、洗礼を通して教会に入るからである。」³³キリストのあがないの恵みは教会を満たします。それによって教会は、その頭であるキリストと一致してすべての人のあがないのための有効な手段として働くことができるのです。誰でも神によって救われる人は、間違いなく教会に結び付けられており、教会との関係を持っているのです。しかしそれは時に、外見上、明らかな仕方によってではありません。

23 神は「すべての人々が救われて真理を知るようになることを望んでおられます」（一テモテ 2・4）。「本人の側に落ち度がないままに、キリストの福音ならびにその教会を知らないとはいえ、誠実な心をもって神を探し求め、また良心の命令を通して認められる神のみ心を、恵みの働きのもとに行動によって実践しようと努めている人々は、永遠の救いに達することができる。また本人の側に落ち度がないままに、まだ神をはっきりとは認めていないとはいえ、神の恵みに支えられて正しい生活をしようと努力している人々にも、神はその摂理に基づいて、救いに必要な助けを拒むことはない。」³⁴

²³ 同 28 参照。また『アジアにおける教会』15 参照。

²⁴ 第二バチカン公会議『司祭の養成に関する教令』16。

²⁵ 『現代世界憲章』92。

²⁶ 『教会の宣教活動に関する教令』18。

²⁷ 同 9。

²⁸ 同 11、15。

²⁹ 『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』2。また、『対話と宣教』26 参照。

³⁰ 『教会憲章』48 参照。

³¹ 『救い主の使命』18、55 参照。

³² 同 56。また、教皇ヨハネ・パウロ二世回勅『信仰と理性』72、『アジアにおける教会』29 参照。

³³ 『教会憲章』14。

³⁴ 同 16。

第二章 諸宗教対話のはたらき

対話を促進する召命

24 教会に属するすべての者は、「つねに同じ程度や同じ方法によるわけではありませんが」¹、対話を実践することができます。

25 信仰の教師であり、神の民の司牧者である司教は、諸宗教対話もその一部をなす、福音化の使命のさまざまな側面において、神の民を教育し、励ます中心的役割を果たします。²教会の対外的な対話の推進者として、司教たちは各々の地方教会において、また司教協議会を通し各々の地域において、他の宗教共同体との関係を識別し、始め、またそれに目を配ることによって、真理に関する彼らに特有の賜物を行使します。司教省の指針においては、宣教のこの分野における司教の関わりは、司教職のまさに本質に属する「団体性の精神」の表れであると考えられています。³司教が、複数の宗教が共存する状態から生じる挑戦に応える意味で、教会の他宗教の人々との関係を促進し、調整するために何らかの（委員会や少なくとも専任の担当者を置くなどの）常任の組織を持つよう、国レベル、地域レベル、また教区レベルで、教会に動機づけを与えることは有益です。そのような組織は諸宗教対話に公的な性格と継続性を与えます。司教がメッセージや説教、司祭たちとの会合や司牧的またその他の公的な場において、当該地域における諸宗教との関係をどのように促進するかについての明確な指示を出すと、一貫性が増し、大変有益であることが分かっています。

26 司祭はその召命から「交わりの人」、「宣教と対話の」人であり、「キリストの真理と愛に深く根ざし、すべての人にキリストの福音をのべ伝える熱意と使命に動かされて」います⁴。他宗教の人々が多くいるところでは、教区司祭は小教区において、諸宗教対話に関する教区の方針や指示を実行し、司牧計画に組み入れる役割を率先して担うべきです。また近隣の他宗教の指導者たちとの関係を確立し、可能な場合には、小さなグループでの対話を始めることも、有益かもしれません。

27 個人的な模範や活動を通して、司祭は小教区の信者たちが、いのちの誕生や死、結婚、成功や失敗、病気や困難などさまざまな時に、他宗教の人々と喜びや悲しみを分かち合い、連帯のうちに生きるよう、感化することができます。状況の許す限り、共通の社会的、文化的行事やお祝いなどを、小教区内の他宗教の人々とともにすることは、友情や連帯を交わす良い機会となるかもしれません。

28 奉献生活を送る男女の修道者は「兄弟的な愛に貫かれた、貧しく、謙遜で、貞潔な生活のあかし」⁵によって、諸宗教対話の促進に参加します。他宗教の人々との対話に従事する教会の努力の中で、各修道会の固有の賜物は貴重な財産です。教育機関、医療施設、社会・文化センターなどは卓越した対話の場となっています。観想修道者は祈りを通して教会の諸宗教対話の奉仕に参加し、一方、社会活動に従事する修道者は、彼らの信仰と生活の富を奉仕の相手となるすべての人々に分かち合うことができます。

29 信徒は、彼ら特有の使徒職と能力において、諸宗教対話の前線にいます。社会的、政治的、経済的、文化的領域において、他宗教の人々ともに生き、働いているからです。自分の小教区や共同体に積極的に参加しながら、信徒は他宗教の個人や共同体との社会活動における対話や協力を担う者としての役割を果たすことができます。そのような出会いにおいて、彼らは「お互いを

1 『救い主の使命』 57。

2 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『神の民の牧者』 68。

3 教皇庁司教省『使徒たちの後継者』（未訳） 12。

4 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『現代の司祭養成』 18。

5 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『奉献生活』 102。

尊敬」し、「異なる宗教の信者間の先入観を取り除き、あるいは少なくともそれを和らげ、人々の間の一致と友愛を促進」⁶するような仕方、自身の信仰をあかしすることができます。

30 専門的な養成によってカトリックの信仰と他宗教の伝統に関する幅広い知識を得た神学者には、特別な役割があります。神学者はとくに、カトリックの信仰を他の人々に健全で正確なことで伝える方法を見つけること、カトリック信仰の真理と他の信仰との一致点と相違点を明らかにすること、またカトリックの教理と調和のとれた諸宗教の神学を推進することにおいて、固有の役割を果たします。⁷

対話における養成

31 カトリック信者にとって、対話は教会の教えについての深い知識、「堅固な信仰と、霊的で人間的な成熟」⁸を必要とします。そのため、まず何よりも健全な哲学的、神学的養成が必要です。この種の養成は、対話に関わる人々が「自身たちの信仰の中でよく準備され」、また「他の人々の信仰についてよく知る」⁹ことを目的としています。

32 自分たちの信仰を深めていくことで、カトリック信者は他宗教の信仰者と出会うことの意味、必要性、重要性をよりよく理解し、また諸宗教対話の可能性や成果を認めることができるようになります。

33 人生のさまざまな状況にある若者の、対話における養成も検討するに値します。明日の司牧者となる神学生たちには細心の注意が払われなければなりません。養成プログラムには、特定の地理的、言語的、文化的地域における、当地のカトリック教会の経験が常に考慮に入れられなければなりません。

対話の諸相と実践

諸宗教対話の形式

34 『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』¹⁰は、諸宗教協力の可能な形態を考察する中で、参加者にとって有用な、対話の四つの形式を明らかにしています。「生活の対話」は、開かれた隣人としての精神をもって生きるよう努力するもので、喜びや悲しみ、またさまざまな問題や悩みを分かち合うものです。「行動の対話」は、キリスト者と他宗教の人々が、それぞれの宗教的洞察を適用し、統合的な人間的開発のために協力するものです。「神学的意見交換の対話」は、専門家が、対話に参加している宗教の理解を深め、互いの霊的価値を認め合うものです。「宗教体験の対話」は、それぞれの宗教に根ざし、それに確信を抱いている人々が、自分たちの霊的な宝を分かち合うものです。¹¹

⁶ 教皇ヨハネ・パウロ二世使徒的勧告『信徒の召命と使命』35。

⁷ 教皇庁国際神学委員会『キリスト教と世界宗教』（1997年、未訳）参照。

⁸ 『奉献生活』102。

⁹ 教皇ベネディクト十六世、教皇庁諸宗教対話評議会第十回総会参加者への演説、2008年6月7日。

¹⁰ 42参照。

¹¹ 『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』42参照。

真理と愛における対話

35 対話のより広い意味での目的は、主イエス・キリストにより教会に託された使命への服従のうちに、愛に突き動かされた、真理への忠誠です。¹²

36 「宗教的な信仰は真理を前提とします。信じる者とは、真理を求め、真理によって生かされる者です。」¹³すべての人間は「人格であるから、すなわち理性と自由意志を備え、そのゆえに主体的な責任を負うものでもあるから、その尊厳にふさわしく真理を、とりわけ宗教にかかわる真理を探究するように自らの本性によって駆り立てられるし、またそれを探究する道徳的な義務をも負っているのである。しかも、真理を認識した場合にはこれに踏みとどまり、その全生涯を真理の要求に従って律しなければならない。」¹⁴

37 「真理における対話」は、すべての信仰者が、対話を「相互理解を促進する手段としてだけでなく」、「すべての善意の人と共有する倫理的な真理をあかしすることによって」、「社会全体に奉仕する手段」なのだと理解する必要があります。¹⁵真理における対話を進める中で、違った宗教に従う人々は、それぞれの信仰の内容を明らかにするように招かれます。教会の主要な使命は「真理への奉仕」と定義することができます。それは「神に関する真理、人間とその神秘的な運命に関する真理、世界に関する真理」であり、私たちが「神のみことばのうちに…探し求め」る「難しい真理」です。¹⁶諸宗教対話の中で、キリスト者は柔和と尊敬をもって、この真理を余すところなく明確に伝えなければなりません。そしてそれは、人間の自由をおとしめるような方法ではなく、むしろそれを高め、人間の幸福への切望を充足するため、それを促進するような仕方によってでなければなりません。

38 「愛における対話」は通常、日々の人間関係の中で行われます。それは、尊敬、気配り、優しさ、信頼、謙遜、忍耐、ゆるし、また対話の相手と同じ人類家族に属する人格として受け入れること、そして喜びや悲しみを分かち合う意欲を必要とします。教会は「真理と正義と愛は、単なる理想ではなく、きわめて深い現実です」¹⁷と教えています。キリスト者はそのような現実のために苦しむことさえいとわないのです。実際、「愛のわざは、他の人に同じように任せることができる福祉活動の一つではありません。それは教会の本質の一部をなし、また、欠くことのできない教会の本質の表現です。」¹⁸キリスト者は、キリストの愛に駆り立てられ（二コリント 5・14 参照）、教会の見える境界の外側にさえ出て行って、あらゆる人に区別なく寄り添うのです。実際、この使命の源は神の愛であり、教会のすべての活動はこの同じ愛によって息吹かれていなければなりません。¹⁹この愛は「すべての信仰者が相手に耳を傾け、協力できる分野を探し求めるよう駆り立て」、また「他宗教の人々と対話するキリスト者たちが『道であり、真理であり、命である』（ヨハネ 14・6）キリストへの信仰を押しつけることなく、提示するように鼓舞」²⁰します。「行動の対話」の様式としての「愛における対話」は、諸宗教間協力によって、正義、平和、そして統合的な人間的開発のためのさまざまな社会的事業を通して実現されます。それはすべての人に区別なくささげられるディアコニア（奉仕）なのです。

¹² 教皇ベネディクト十六世、教皇庁諸宗教対話評議会第 10 回総会参加者への演説、2008 年 6 月 7 日参照。

¹³ 教皇ベネディクト十六世、諸宗教対話のための組織の会合での演説、2009 年 5 月 11 日、エルサレムにて。オッセルヴァトーレ・ロマーノ英語版 2009 年 5 月 20 日、6。

¹⁴ 『信教の自由に関する宣言』 2。

¹⁵ 教皇ベネディクト十六世、アメリカ合衆国の他宗教の代表への演説、2008 年 4 月 17 日。

¹⁶ 『福音宣教』 78。

¹⁷ 教皇ベネディクト十六世回勅『希望による救い』 39。

¹⁸ 教皇ベネディクト十六世回勅『神は愛』 25。

¹⁹ 『教会の宣教活動に関する教令』 2-5、『福音宣教』 26、『対話と宣教』 9 参照。

²⁰ 教皇ベネディクト十六世、教皇庁諸宗教対話評議会第 10 回総会参加者への演説、2008 年 6 月 7 日。

対話と告知

39 キリストは教会を宣教に送り出されました（マタイ 28・18-20、使徒 1・8 参照）。「唯一でありながら、相互に関連している複数の要素からなっている複雑なもの」²¹であるこの宣教は、いろいろな形式で表わされます²²。「教会……は、キリストの命令に従い、聖霊の恵みと愛に動かされて」、他宗教の人々を含む「すべての人と民族の前に完全に現存するものとなる」²³ことによって、この使命を果たします。対話と告知はともに「密接な関係にあるが、置き換えられない」、「福音宣教という教会の使命の真正な要素」²⁴です。状況によって、どちらか一方が強調されることもあります。他宗教の人々、そしてすべての人との出会いにおいて、キリスト者は常に「イエス・キリストをよりよく知り、認め、愛してもら」²⁵うよう、努めなければならないのです。

対話の参加者の資質

40 諸宗教対話に従事するのに特にふさわしい人格的な資質や態度²⁶というものがあります。たとえば、宗教的確信の固さ、見せかけや偏見や閉鎖性をこえて他宗教の人々を理解しようとする態度、真の愛、謙遜、思慮深さ、正直さ、忍耐などです。

41 異なった宗教の人々の間における対話を誠実で実り豊かなものにするためにも、相手に内在する尊厳、とりわけ信教の自由を認め、単に理論的ではなく、実際にお互いを尊重することが基本です。²⁷

42 宗教的アイデンティティは明らかに、いかなる真の諸宗教対話にとっても必要条件です。経験の示すところによれば、自らの宗教にしっかりと根ざした人にとって、諸宗教対話は自分の信仰を深め、成長と成熟とを促す、またとない機会となり得ます。自分のアイデンティティを強く自覚している程、相手と互いに豊かにし合うことができるのです。

43 聖書の教えと伝統に基づいたキリスト者のアイデンティティの本質的な要素は、何世紀にもわたって、教会の教導職によって明確に表現されてきました。また、キリストによって救いの共同体として始められ、その愛のメッセージを告げ知らせる任務を託された教会への帰属感や、キリストの救いがすべての善意の人に及ぶということを信じることも、キリスト者のアイデンティティに欠かせないことです。

対話の障害と危険

44 『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指

²¹ 『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』 2。

²² 『救い主の使命』 42-60、『対話と宣教』 13 参照。

²³ 『教会の宣教活動に関する教令』 5。

²⁴ 『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』 77。

²⁵ 同上。『神の民の牧者』 68 参照。

²⁶ 『エクレジウム・スアム』 58-91、107-108、『救い主の使命』 56、『対話と宣言——諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針』 47-50 参照

²⁷ 教皇ベネディクト十六世、イスラーム諸国大使とイタリア国内のイスラーム団体代表者への演説、2006年9月25日参照。また、一般謁見演説、2010年9月22日参照。

針』²⁸の中では、諸宗教対話において避けるべき、または克服されるべき、いくつかの障害と危険が取り上げられています。ここで、新たな問題とともにそれらを思い起こすことが有益でしょう。

45 キリストをあかしし、告げ知らせることへの熱意の欠如と、対話をもって告知に代えてしまうこととは、教会の福音化の使命にとって危険です。

46 これと関係しているのが相対主義の誤りであり、これは対話する者が宗教的真理を単なる個人の意見に還元してしまい、ある宗教が他の宗教と同じくらい良いものだと考えてしまう傾向です。これは「宗教的無関心主義」²⁹の産物です。教皇パウロ六世は「使徒として働くことが、私たちの信仰を特徴づけねばならない思考と行動の諸原則に関して、あいまいな妥協に終わることがあってはならない」³⁰と教えています。

47 相対主義はまた、異なった宗教の要素、とくに教理や実践を混ぜ合わせる、折衷主義につながる可能性もあります。

48 何としてでも融和を図ろうとして、むやみに違いを除去しようとする融和主義は、「本質的にいって私たちが説こうとのぞむ神の言葉の力と内容に対する一種の懐疑主義」³¹です。

49 ますます世俗化しつつあるこの世界にあっては、自分の宗教について不十分な基礎知識しかない人が増えています。自分の宗教の教理をよく知らない人々が諸宗教対話を試みると、相手に間違った情報を与えてしまい、混乱を招くことがあります。

50 他宗教の信仰や実践についての知識の不足や誤解もまた対話における困難を生じます。対話に参加する者は、他の信仰者の宗教の教理についての専門家であることを期待されるわけではありませんが、少なくとも相手の宗教の基本的な側面について理解する努力をしなければなりません。

51 自己充足感もまた、対話の障害です。キリスト者はすべての宗教的真理がキリストのうちにあることを知っています。しかし、神を求める人間の類まれなる営みである他宗教のよい要素を認めない者は明らかに諸宗教対話には向いていません。

52 どのような信仰の問題が議論されるべきかについて制限を設け、開かれた態度を欠くことは、諸宗教対話を不毛なものにしてしまいます。そのようなアプローチは、真の相互理解や協力を築こうとする意図なしに、「ただ会うために会っている」という印象を与えかねません。

53 諸宗教対話を個人的、政治的、経済的利益のために利用することは、対話の濫用です。

54 カトリック教会は何十年にもわたって公式に諸宗教対話に従事してきましたが、いまだに教会が他者に歩み寄る動機について疑念を抱いている人々がいます。相互の信頼のないところで、諸宗教対話を行うことは困難です。

²⁸ 51-54 参照。

²⁹ 『主イエス』 22。

³⁰ 『エクレジウム・スラム』 88。

³¹ 同上。

第三章 諸宗教間関係の具体的な分野

55 諸宗教対話の取り組みには、具体的な状況に応じて、多くの異なった分野があり得ます。しかしここでは、過去の経験から重要と思われるいくつかの特定の分野について触れます。

人間の尊厳の擁護と人権行使の促進

56 聖書の伝統においては、人格は神をかたどり、神に似せて造られ（創世記 1・26 参照）、被造物の世話をする責任を与えられました。人格は理性に基づいて考え、知り、また自由のうちに正しいことを選び、誤ったことを避ける能力を与えられました。人間の侵すことのできない尊厳と奪うことのできない基本的権利とは、ここに由来します。この尊厳と権利とは、他の多くの宗教や文化においても、聖書の人間観とは異なった価値観に基づいているものの、少なくとも部分的には認められているものです。

57 信教の自由は人格の尊厳そのものに基づいています。信教の自由に対する権利の肯定は「人間を超越的な原則との関係のうちに置きます。この原則は人を人間の横暴から引き離すからです。」¹キリスト教の啓示は「人が神のことばを信じる義務を遂行する際の自由をキリストが尊重したということを示しているし、また、この師の弟子たちがどんな場合にも認めかつ従うべき精神についてもわれわれに教えて」²います。

58 信教の自由に対する権利は、宗教それ自体の外部から来るいかなる形の干渉にも反対します。この権利は、個人としても、集団としても、外部からのいかなる妨害も受けずに自分の信仰を実践する自由、そして同じ宗教に属する人々にその宗教の教えを伝え、また公の場や他宗教の人々の前で、敬意を持って、自分の信仰をあかしする自由を含意しています。誰でも他の人を自分の宗教の理解に招く権利があります。しかし、そのような招きは、他の人の権利を否定するものであってはならず、また、それは相手の宗教の感受性を考慮に入れたものでなければなりません。

59 人間が生まれ持った権利である、信教の自由に対する権利は、ある宗教に従う権利や従わない権利、また、ある宗教から他の宗教に改宗する権利をも含んでいます。これらの権利は多くの社会の法律や、各種の国際憲章に明記されています。カトリック教会は、そのような良心に基づく決断を完全に尊重するとともに、一部地域では政府当局、または宗教当局でさえもが、この問題に関し偏った姿勢を取っていることを憂慮しています。キリスト者に圧力がかけられ、時には他の宗教に改宗するように強制されるような国もあります。また、キリスト教に入信しようとする人々が、社会の周縁に追いやられたり、市民権の否定、解雇、投獄、送還、さらには死を含む報復に直面することもしばしばです。このような信教の自由の基本的な権利に対する敬意の欠如については、諸宗教対話において、思慮深く、持続的な内省と話し合いとが必要であり、共同行動に結びつくことが期待されます。

60 カトリック信者は、他宗教の人々を含め、すべての善意の人々とともに平和な社会を築くため、ともに働くように招かれています。しかし平和は、人権が尊重される時にのみ、とくに、適切に養成された良心の声に従い、市民社会によって合法的に定められた正当な範囲内で、自分の宗教を信仰する権利が尊重される時にのみ、実現することが可能なのです。

61 宗教的に動機付けられた暴力はすべて、宗教それ自体と人間社会の真の善に対する攻撃とみなさなければなりません。キリスト者は、宗教が政治的またはその他の目的のために利用されることをさけるため、またテロリズムに積極的に立ち向かうために、他宗教の人々と協力するよう

¹ 教皇ベネディクト十六世、「世界平和の日」教皇メッセージ、2007年1月1日。

² 『信教の自由に関する宣言』9。

呼ばれています。教皇ベネディクト十六世が述べているように、「いかなる状況もそのような犯罪的行為——それに手を染める者は汚名にまみれます——を正当化することはできません。それが宗教の陰に隠れて行われ、それによって純粋な神の真理をテロリストたち自身の無知と倫理的な逸脱のレベルにまで引き下げるとしたら、それはますます非難されるべきことです。」³

62 カトリック教会が人権の分野で直面している課題は、当該地域の支配的な宗教および社会的・政治的状况によって、異なっています。神権統治が長く行われている国々では、少数派であるキリスト者は、権利の行使、とくに信仰を公に表現する権利の行使のためにしばしば苦しんでいます。また、自由で、世俗化の気風が支配的な地域にあっては、宗教的信仰や実践に対してしばしば無関心、時には敵対的でさえある環境の中で、カトリック教会と他の宗教共同体は、人間の超越的な本性をあかしすることに苦勞しています。

63 近年、宗教的なシンボルを公に掲げることや、その他の信仰心の表現に対して、否定的に反応する人の数が増えています。信教の自由の行使の一環として、さまざまな宗教の信者たちは、音声であれ文字であれ、彼らの信仰を公に教え、またあかしする権利を持っており、その表現において妨げられることがあってはなりません。⁴彼らは、宗教的シンボルを公共の場に掲げることが、政治的な操作によるのではなく、人間の尊厳を尊重しており、またいかなる不当な挑発を含むものでない限り、信教の自由の一部をなすものとして、その権利が守られるよう、ともに働きかけていかなければなりません。

64 人々が「真の意味で宗教的権利を行使でき、その義務をも全うできるように」なるため、「宗教生活の助けとなる有利な諸条件を提供」⁵することは、政府の義務です。カトリック教会は他宗教の組織と協力して、政府が、個人や共同体の権利を守るという義務を確実に果たすように配慮しなければなりません。その権利とは、「公共の秩序が正しく守られているかぎり」⁶、また他の人々の権利が尊重されているかぎり、個人や共同体が公的にも私的にも、自らの信仰を選び、告白し、実践することができるという権利です。

65 改宗の勧誘（proselytism）は、人々を回心に導くという聖書的な意味ではよいものですが、この言葉は否定的な意味を含んでいるものと見ることもできます。近年においては、この言葉は、人を入信させようとする際に、本人の尊厳や自由を尊重せず、心理的圧力や霊的、物理的脅迫・暴力などの強制、あるいは詐欺や誘惑など、非倫理的で不法な手段を用いることを指すようになってきました。⁷そのような行動は、宗教的な道を追求していくことに固有の善を台無しにしてしまうものです。この種の否定的な改宗の勧誘は、諸宗教対話にあっては、良心への侮辱、また自然法に背く行為としてとらえられなければなりません。教皇パウロ六世は、福音をまだ聞いたことがない人にキリストを示すということは、決して侵略行為であってはならず、「尊敬」⁸の行為でなければならないということを、キリスト者に思い起こさせています。キリスト者の福音の告知は、神から差し出されるあふれるいのち（ヨハネ 10・10 参照）を自由のうちに受け入れる人のための、愛の奉仕であり、また常にそうでなければならぬのです。

66 他宗教からキリスト教に改宗した人々に関しては、彼らがキリスト教信仰の宝についての知識と理解において成長できるように、また、福音の教えと相容れない、以前の考え方や習慣を徐々に変えていけるように、手助けが必要です。カトリックの共同体は、キリスト教に改宗した後で、より大きな物理的、経済的、社会的不安定に遭遇し、苦勞しているすべての人々に、特別な援助を提供するように呼ばれています。新しく改宗した人々には、キリストの愛が示される必要があ

³ 教皇ベネディクト十六世、外交使節団への演説、2006年1月9日。

⁴ 『信教の自由に関する宣言』4 参照。

⁵ 同6。

⁶ 同2。

⁷ 教皇庁教理省『教理に関する覚書——福音宣教のいくつかの側面について』2。

⁸ 『福音宣教』79。

ります。新しいキリスト者たちが、よく支えられ、また首尾よく教会と一体となることができれば、諸宗教対話の場面においては、地方教会の指示に従いながら、主要な役割を果たすこともできるようになるでしょう。

67 今日の世界において、キリスト者は常に自分の信仰を表明し、あかしすることができる環境に暮らしているわけではありません。可能な時はいつでも、キリスト者は福音を告げ知らせ、対話を促進する必要があります。礼拝の自由がなく、事実上、地下で暮らさなければならないようなところでは、教皇ヨハネ・パウロ二世の言葉がいまだに適切でしょう。「あなたがたは、祈りの生活、聖霊の賜物を受け入れること、そしてキリストの体の成員からなる共同体との真の絆を表す典礼生活によってのみ、信仰とキリスト教的希望と愛——それはすべて神から来るものです——のまことのあかし人となるのです。天におられる父のように完全になりなさいという福音の呼びかけ（マタイ 5・48 参照）は、まさに私たちが、心は清く、貧しく、あわれみ深く、兄弟姉妹を裁かず、迫害さえされるとしても、平和を実現する人となるように招かれている脈絡においてなのです。山上の説教は私たち共通の憲章です。あなたがたはそれを生きる仕方に従って、それを黙想することができるようになるのです。」⁹

宗教指導者間の信頼の絆と友情の確立

68 キリストのあがないの愛は、すべての人間を包み込みます。そのキリストの使命に参加する者として、カトリックの指導者たちは同じ地域の他宗教の指導者たちに、友情をもって歩み寄る必要があります。地域の宗教指導者たちが、尊敬とお互いの宗教の中に見出される価値に対する開かれた態度とのうちに、出会いたまた耳を傾けあうという共通の望みを分かち合うときに、彼らの関係が始まり、花開くのです。

69 喜びや苦しみににおける連帯の意識は、宗教指導者のそのような出会いから生じ、彼らの共同体を構成する人々にまで広がっていきます。そして次に、この人々はより広い社会で、平和と調和、貧困の緩和と人権の擁護のために力を尽くしていくのです。教皇ベネディクト十六世は、宗教指導者には「人間のいのちと自由に対する深い畏敬と尊敬の念を社会に浸透させ、人間の尊厳が確実に認められ、大事にされるように心を配り、平和と正義を促進し、子供たちに何が正しく、善く、理にかなったことであるのかを教える」¹⁰固有の責任があると述べています。戦争や飢饉、自然災害の時にあっては、カトリックの司牧者は、被災者を助けるため、当該地域の他宗教の指導者としばしば力を合わせる必要があります。平時においても、主な宗教的な祭礼への招待に応じる、祝い事の際にあいさつを交わすなどの友情の意思表示は、信頼の絆を強めるのに役立ちます。

70 宗教指導者間の関係が深まるにつれ、過去の痛ましい記憶に触れる機会も訪れるかもしれません。そのような記憶を癒すことは、特別な務めであり、互いのゆるしと和解のため、専門家と宗教指導者からなるグループの、真理と愛の精神における共同研究によって、また、それぞれの宗教共同体にとって適切な形で内省や祈りによって、取り組まれるべきでしょう。

71 世界各地で展開する、教会内のさまざまな運動体は、諸宗教との関係を築くという重要な働きを担ってきました。宗教指導者たちと連携しながら、これらのグループはそれぞれに固有の賜物を他宗教との関係構築の努力に生かしています。

諸宗教間協力のための若者の教育

⁹ 教皇ヨハネ・パウロ二世、ジュルネ・ロメン（*Journées romaines*）の集いの参加者への演説、1989年9月7日、カステル・ガンドルフォにて。

¹⁰ 教皇ベネディクト十六世、アメリカにおける他宗教の代表に対する演説、2008年4月17日。

72 公立・私立の教育機関は諸宗教間の理解と平和的共存をはぐくむ機会を提供します。カトリック学校は「教会の救いの使命の一部として」¹¹、カトリック信仰のうちに子供たちを教育するという親の務めを補完します。これらの学校は地域の状況に応じて、他宗教の信仰や実践についての基本的な知識を得る機会を与えてもよいでしょう。それによって学校の外においても他宗教の人々への前向きな態度を持つよう促すためです。

73 他宗教の若い人々を受け入れる場所としてのカトリック学校は、同時に、「カトリック精神」を保持し、強調することによって、それ自体の固有性を保たなくてはなりません。学校の指導部に、よく準備され、尊敬されているカトリック信者が就任することが保証されるよう、さまざまなカトリック学校の経営管理体制に特別な注意が払われなければなりません。時には、国家が、カトリック学校のアイデンティティと使命を徐々に弱めるため、強制的な手段を用いて宗教教育を損なってくる場合があります。教会はそのような圧力に抵抗する一方、当該地域の政府当局やその他の人々に対して、カトリックの環境における若者の宗教的な養成は、社会全体の利益を増すのだということを示すよう努力しなければなりません。

74 宗教指導者間の対話の項目のひとつは、教科書が他者の宗教を表現する仕方についてです。とくに、歴史やさまざまな学年で使われる宗教書についての客観的な比較研究は、いかに宗教教育が否定的な固定観念や他宗教の信仰や実践に関する不健全な解釈を維持してしまうかを示しています。国家や私立学校のためのそうした教科書の準備に当たって、宗教指導者は本質的で適切な内容について合意しなければなりません。一方、国家の側は、そうした教科書が学校で使用されるための認可、製造、普及を促進する責任があります。

75 大学は、平和と諸宗教間の理解との促進に重要な役割を果たしているため、特別な注意を払わなければなりません。カトリックか否か、公立か私立かを問わず、大学は他宗教に関する知識を広げ、深めるため、また過去と現在における宗教間の対立をめぐる諸問題を分析し、宗教がともに平和を促進する方法を検討するための知的資本を提供することができます。多くのカトリック大学には、宗教研究、諸宗教間の関係、またその他の関連分野を専門とする研究機関が設けられています。公立の大学も、研究の機会を提供したり、異なった宗教の特性や豊かさを明らかにすることができる講演や学生活動のための場所を提供しています。

76 地方教会は、公・私立大学等の高等教育機関に通うカトリックの学生たちの霊的な世話にとくに心を配らなければなりません。若いカトリック信者たちを教理の上で、また霊的に助け、彼らのカトリックとしてのアイデンティティを強め、また他宗教の同級生たちとの出会いに準備するため、可能な場合にはいつでも、大学のキャンパスに専任または非常勤のチャプレンが任命されるべきです。

医療における諸宗教間協力

77 医療の分野における教会のあかしは常に、すべての人への愛であり、これにはその人の宗教や生い立ち、健康状態の違いによる区別はありません。カトリック信者は、体の健康の回復のみならず、病んでいる人々とその家族を霊的、心理的に支えるためにも、対話のうちに他宗教の人々と協力します。

78 カトリックの医療機関には、スタッフや患者、訪問客が自由に入れる聖堂を設置し、そこにカトリックの病者への奉仕の原動力となっている霊性を発見することへの招きを明示すべきです。訓練を受けたチャプレンの役割は重要です。公立の医療機関においては、カトリック信者は、異なった宗教の患者たちの霊的な必要に応える用意が確実になされるよう、他宗教の人々と協力して心を配らなければなりません。

¹¹ 教皇庁教育省『カトリック学校』（1977年、未訳）9。

異宗婚の人々への司牧

79 カトリック信者と他宗教の人々との「異宗婚」が増えている地域もあります。そのような「宗教の差異」を含んだ結婚は、しばしば文化的、倫理的、そして何よりも宗教的な困難をもたらします。懸案事項の中には、カトリック側の配偶者が信仰の実践を続けることや、子どもたちの宗教教育といった問題も含まれます。¹²他宗教の人と結婚したカトリック信者には支えが必要であり、無視されたり、教会にとって失われてしまったとみなされるようなことがあってはなりません。したがって司牧者は、そのような結婚におけるカトリック側の配偶者と緊密な関係を保ち、理解と司牧上の配慮を持って寄り添うよう招かれています。そのためにも、異宗婚の夫婦の組織や出会いのグループを作るよう励ますことは有効です。

80 一部の国々や地域では、法律や習慣が、常に異宗婚におけるキリスト者配偶者の宗教的実践の自由を尊重・保証しているわけではありません。そのようなキリスト者が他宗教に改宗するように圧力をかけられることもまれではありません。夫婦が互いに対する約束に従って、誠実さのうちにも進める歩みに寄り添い、また宗教上のしきたりの違いをめぐって緊張が生じた時に夫婦が落胆しないように助けるためにも、宗教指導者間の良好な関係は重要です。

祈りと象徴的な意思表示

81 カトリック信者にとって、祈りは「心を神に上げること、あるいはふさわしい善を神に願うこと」¹³です。それは神からの贈り物、契約、交わり¹⁴、神の自己啓示に対する応答です。キリスト者の祈りはすべて、キリストを通して、聖霊の感化のもとになされるものです。「わたしたちはどう祈るべきかを知」らないので、聖霊が私たちのうちで「言葉に表せないうめきをもって執り成してくださる……人の心を見抜く方は、“霊”の思いが何であるかを知っておられます」（ローマ 8・26-27）

82 諸宗教間の関わりにおいて、しばしば社会のある特定の必要のために、ともに祈りたいという願望が生じることがあります。しかしながら、ともに祈ることができるためには、神とは誰なのかということについての共通理解がなければならないことを理解することが重要です。宗教はそれぞれ神の理解において異なっているので、さまざまな宗教の信者が一緒になって共通の祈りを唱えるという意味での「諸宗教の祈り」は、避けられるべきです。

83 非常に例外的な機会に、異なった宗教の人々が特定の必要のために「多宗教の祈り」の礼拝において祈るために集うことがあるかもしれません。これは事実上、実際にはともに祈ることをしないで、ただ祈る時にお互いがある場にいることを可能にするものです。教皇ヨハネ・パウロ二世は、1986年のアシジにおける最初の諸宗教の祈りの集いの後、これについての重要な原則を明らかにしています。「もちろん、私たちは『ともに祈る』こと、つまり共通の祈りをすることはできません。しかし、他の人々が祈っている時に、その場にいることはできます。このような方法で、私たちは、他の人々の祈りと彼らの神の前における態度に対する、私たちの敬意を表すことができます。それと同時に、私たちは彼らに、世界の主であるキリストに対する私たちの信仰の謙虚で誠実なあかしをすることができるのです」¹⁵したがって、そのような礼拝はある種の慎重さをもって行われるべきです。また、参加者は人間的にも霊的にも成熟している必要があります。あの歴史的なアシジの集いの締めくくりは思い起こすに値します。それぞれの宗教の代表の

¹² 『カトリック新教会法典』（1983年）第1059、1086、1142-1150条、また『東方教会法典』（1990年、未訳）第780、803、854-861条参照。

¹³ 『カトリック教会のカテキズム』2559。また『カトリック教会のカテキズム要約（コンペンディウム）』534。

¹⁴ 同2559-2565参照。

¹⁵ 教皇ヨハネ・パウロ二世、一般謁見演説、1986年10月22日。

祈りがひとつずつ、適切に区切られた時間に唱えられ、その間、他のすべての参加者は、神を求める人間の至高の努力のあかし人であるこの祈禱者に対する、内面的および外面的敬意に満ちた態度をもって、その場に立ち会ったのです。¹⁶「多宗教」の祈りの行事を準備するにあたって、「準典礼的」礼拝の発明、すべての宗教に受け入れられるような祈りの準備や使用、また異なった宗教のいわゆる「聖典」からの引用を編集し、公の儀式で朗読するなど、相対主義や折衷主義の印象を与えかねない実践は避けられなければなりません。実際、そのような集いでは、沈黙と個人的な祈りが優先されるべきです。こうして、すべての参加者に、これが「祈りのためにともにいる」場であり、「ともに祈る」機会ではないことが明らかにされるべきです。同じように、カトリックの典礼に他宗教の代表が招かれた時は、彼らに祈ったり、その宗教に特有の儀式を行ったりするようにお願いすべではではありません。

84 カトリックの司牧者は、他宗教の人々に対する友情、もてなし、協力の意志表示の意味を理解し、それを信徒に説明することが重要です。しかし、もてなしの義務にも限界があります。教会を他宗教の人々の祈りの場として提供することは不適切であり、避けられなければなりません。また、カトリックの司牧活動のための建物を、他宗教の人々の祈りや礼拝の場所として使うことも、やめさせられるべきです。

85 教会の建物を売却することが避けられないという、まれに発生する困難の際には、カトリックの司牧者は、売却条件に、建物の聖なる性格が保持され、可能な場合には、カトリックまたはキリスト教の用途に使用されるという条項が確実に含まれるよう、配慮しなければなりません。

結び

諸宗教対話はその性格上、当該地域の文化、伝統、言語、世界観に適応します。対話の参加者は、互いの意義深い出会いと協力をよりよく促進することができるよう、それらを熟知し、また当該地域の感性や感受性に精通している必要があります。最近の諸宗教間の取り組みの普及にかんがみ、識別が必要です。正しい識別の重要な土台となる、健全な神学的養成と情報が必要とされています。諸宗教対話に関わるカトリック信者は、本文書の中で述べられている勧告に則り、常に自分たちの状況を勘案しつつ、カトリック教会の教えの光と精神のうちに、それらを実行に移していくよう励まされています。

2014年5月19日 ローマにて

教皇庁諸宗教対話評議会議長 ジャン＝ルイ・トーラン枢機卿
同評議会次官 ミゲル・アンヘル・アユソ・ギクソット神父

～英文テキスト～

http://www.pcinterreligious.org/dialogue-in-truth-and-charity_204.html

¹⁶ 同上参照。